

「宇部市立学校の施設開放に関する要綱」の主な改正点

	改 正 前	改 正 後
要 綱 名	▽宇部市立学校の施設開放に関する要綱	▽宇部市立学校の目的外利用に関する要綱 ※宇部市立学校の施設開放に関する要綱は廃止
目的外利用 (利用種別)	▽学校施設開放 社会教育開放、スポーツ開放、遊び場開放 ▽目的外利用 上記以外（PTA主催行事、駐車場、休憩所など）	▽学校施設開放 社会教育開放、スポーツ開放、遊び場開放のうち、 <u>定期的な利用（毎週1回、隔週1回、月1回など）</u> ▽学校施設開放以外 <u>PTA主催行事、駐車場、休憩所その他一時的な利用</u>
開放時間 (屋外施設)	▽日曜日、祝日、長期休業日（11月から4月まで） 午前9時から午後5時まで ▽平日（11月から4月まで） なし ※校長が定める。	▽土曜日、日曜日、祝日、長期休業日（11月から4月まで） 午前9時から午後7時まで ▽平日（11月から4月まで） 午後5時から午後7時まで ※校長が定める。
申請方法	▽利用者→校長 学校施設開放利用許可申請書（様式第1号）を校長に1部提出 ▽校長→利用者 学校施設開放利用許可書（様式第2号）に押印し、切り離して 利用者に交付	▽利用者→校長 学校施設利用許可申請書（様式第1号）を校長に2部提出 <u>※1部は学校保存用、1部は利用者交付用</u> ▽校長→利用者 学校施設利用許可申請書（様式第1号）2部のうち、 1部を学校が保存し、1部を押印して利用者に交付
申請頻度	▽毎月申請	▽制限なし（年間申請も可） ※校長が定める。
申請書様式	▽学校施設開放 学校施設開放利用許可申請書（様式第1号） ▽目的外利用 なし	▽学校施設開放 学校施設利用許可申請書（様式第1号） ▽学校施設開放以外 学校施設利用許可申請書（様式第1号） ※様式を統一